

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

第 1 次変更計画書

(変更部分のみ)

(中越森林計画区)

計 画 期 間	自	平成25年 4 月 1 日
	至	平成30年 3 月31日

関 東 森 林 管 理 局

中越森林計画区の第4次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第10条第4項の規定に基づき変更するものである。

国有林と民有林が連携して効率的な森林整備を推進するため、機能の発揮に応じた機能類型及び林道の開設に関する計画を変更する。

なお、本変更計画は、平成26年4月1日から適用する。

【変更項目】

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積 ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林	13,988
	気象害防備	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある）	—
自然維持タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）	55,998
森林空間利用タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）	8,391
水源涵養タイプ		・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）	25,751
機能類型区分設定外			64
合 計			104,192

(注) 合計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

また、本計画における森林空間利用タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	8,391	5,562

エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプにおいては、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能の維持増進を図るため、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層*で構成される森林等に誘導、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。具体的には、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、機能を維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

また、前計画では、このタイプにあたる水土保持林（水源涵養タイプ）は 678ha であったが、本計画では下表のとおりとしている。これは、前計画では機能類型に区分されていた資源の循環利用林が廃止され、当タイプに編入したことと、前述の快適環境タイプに見直しているためである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	25,751

注) 分収林については、契約に基づき伐採する。

(ただし、保安林等の法令制限がある場合は、その制限に従う。)

*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

3 森林の流域管理システム[※]の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村等との連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、次に掲げる取組を推進するとともに、計画的な木材供給の推進、安心安全への取組、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進する。

ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

平成 26 年 3 月に湯沢町等と締結した「湯沢町森林整備推進協定」に基づき設定した森林共同施業団地での施業の効率化等に関する取組について、関係者と連携して普及・啓発を行う。

ウ 民有林と連携した施業の推進

利用期を迎えつつある資源を活用し持続的な林業経営について、施業の集約化や計画的に路網を整備し、効率的な施業を進めていくことが重要であるため民有林関係者と連携し、民有林・国有林が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業団地を引き続き推進する。

森林共同施業団地

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
1	87ha	16ha

※【流域管理システム】

流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特色に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林 道*	8	9,234	52	66,525
うち林業専用道*	8	9,234	4	2,400

※【林道】
一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

※【林業専用道】
森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。